

## 大規模災害時における相互応援運営会議要領

### (目的)

第1条 「大規模災害時における相互応援に関する協定書」をより効果的に運営する事を目的とする。

### (名称)

第2条 本会は、相互応援運営会議（以下「会議」という。）と称する。

### (活動)

第3条 「大規模災害時における相互応援に関する協定書」に基づき次に掲げる活動を行う。

- (1) 大規模な災害や事故等を想定した、相互応援の対応についての検討協議
- (2) 大規模な災害や事故を想定した合同訓練の実施
- (3) その他必要な事項

### (組織)

第4条 会議は、別表の土地改良区と関係機関をもって構成する。

### (事務局)

第5条 会議の事務局は、土地改良区が持ち回りで行う。

- 2 事務局の任期は、2年とする。
- 3 事務局に事務局長を置き、事務局担当土地改良区の事務局長をもって充てる。
- 4 受任困難な土地改良区については、会議において協議を行う。

### (会議)

第6条 会議は、活動計画に基づき開催するほか、会員から要請があった場合に開催する。

- 2 会議の招集は、事務局が行う。
- 3 会議の議長は、事務局長が行う。
- 4 会議の参考範囲は、土地改良区を基本とするが必要に応じて関係機関を招集する。

### (経費)

第7条 事務局運営に係る経費については、事務局担当土地改良区の負担とする。

### (活動年度)

第8条 会議の活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (その他)

第9条 この要領に定めるほか、必要ある事項は協議して別に定める。

### 附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。